

令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）さんま
漁獲可能量（T A C）の変更及び配分について（案）

令和 5 年 4 月
水 産 庁

1 T A C（変更案）

118, 131 トン

設定の考え方

本年 1 月から始まった令和 5 管理年度の T A C については、暫定的に前年と等量の 155, 335 トンに設定し、令和 5 年 3 月に開催される北太平洋漁業委員会（N P F C）第 7 回年次会合で新たな保存管理措置が決定された場合には、必要に応じて T A C の変更を行うこととしていた。

N P F C 第 7 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、以下の考え方に基づき、T A C を 118, 131 トンに変更する。

N P F C の保存管理措置	我が国 T A C 算定の考え方
① 2023 年及び 2024 年の分布域全体の漁獲可能量を 250, 000 トン、N P F C 条約水域（公海）での漁獲可能量（T A C）を 150, 000 トンに制限。 ② 日ロ両国は 200 海里水域内の漁獲量を 100, 000 トン以内に抑えることで上記措置に協力。	○日ロ両国の 200 海里水域内の過去 3 年間（令和元年～令和 3 年）の我が国漁船の漁獲シェアは、97. 04% ○我が国漁船による日ロ両国の 200 海里水域内の漁獲量＝100, 000 トン×97. 04% ＝<u>97, 044 トン（A）</u>
③ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績から 45%削減。 ※沿岸国は、200 海里水域内における漁獲上限の一部を公海での漁獲に振り替え可能。	○我が国漁船による公海の漁獲量 ＝46, 859 トン（2018 年の漁獲実績） ×45%＝<u>21, 087 トン（B）</u>
	○我が国の令和 5 管理年度 T A C ＝<u>118, 131 トン（A＋B）</u>

(参考 1) 日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

N P F C 統計における 200 海里水域内の漁獲実績

単位：トン

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2019	21,804	0	719	0	22,523
2020	12,132	0	310	0	12,442
2021	1,030	0	36	0	1,066
計	34,966	0	1,065	0	36,031

(A)

(B)

$$(A) \div (B) = 97.04\%$$

(参考 2) さんま T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R5 年 (変更案)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
さんま	118,131	155,335	155,335	264,000 (155,335)	264,000	264,000

※括弧内は改定後の数字（期中改定があった場合）

(参考 3) NPFC 統計における近年の主要国・地域のサンマ漁獲量の推移

単位：トン

	日本	韓国	ロシア	中国	台湾	バヌアツ	漁獲量合計
2017	83,672	15,353	6,315	48,458	104,405	4,437	262,640
2018	128,531	23,702	7,784	90,365	180,466	8,231	439,079
2019	42,790	8,375	2,402	51,404	83,941	3,465	192,377
2020	29,562	5,993	753	44,006	56,662	2,700	139,676
2021	18,407	4,365	610	33,511	34,043	1,270	92,206

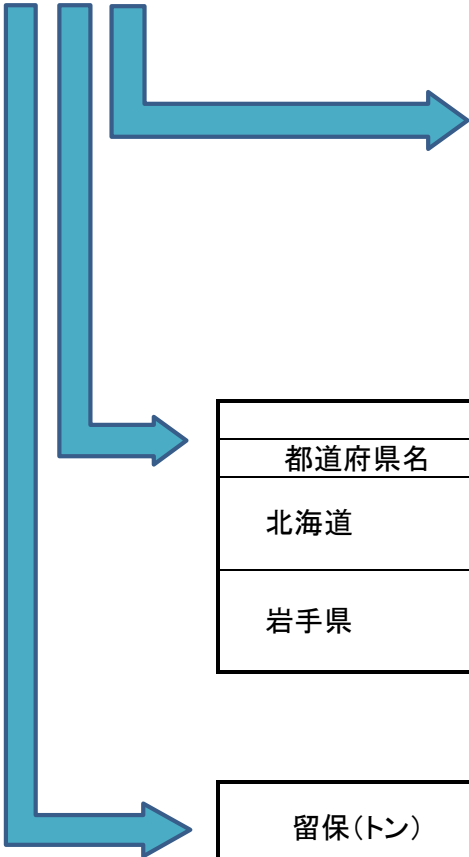
2 配分（案）

- (1) T A C の 10 パーセントを国の留保とする。
- (2) 過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て（I Q）による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。

(別紙)

令和5管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の変更及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
さんま	118,131



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
北太平洋さんま漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	90,720 (96,620)
北太平洋さんま漁業 (総量の管理を行う管理区分)	10,080

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	4,800	宮城県、千葉県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、高知県、佐賀県及び長崎県については、現行水準とする。
岩手県	500	

留保(トン)	11,813 (5,913)
--------	-------------------